

災害時に必要な物資の備蓄に関する

行政評価・監視

結 果 報 告 書

平成 27 年 7 月

総務省行政評価局

前 書 き

平成 25 年 12 月に公表された「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ）によれば、マグニチュード 7 クラスの首都直下地震は、今後 30 年間に 70% の確率で発生するとされており、そのほか、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合にも、甚大な人的・物的被害があると想定されている。

そうした際、初動対応（発災後おおむね 10 時間）から初期対応（発災後おおむね 100 時間）を迅速・的確に行うためには、中央省庁等の首都中枢機能を確保することが不可欠である。また、国の地方支分部局等は、その管轄区域において、平常時から国家機能、国民生活等に係る重要な業務を担っていることから、大規模地震により被災した場合においても、その役割を適切に果たすことが求められる。そのため、「防災基本計画」（昭和 38 年 6 月中央防災会議決定。平成 27 年 3 月最終修正）や「大規模地震防災・減災対策大綱」（平成 26 年 3 月中央防災会議決定）等において、国は、非常時優先業務に必要な執行体制等を明らかにした業務継続計画を策定し、災害時の業務継続性を確保することとされている。

各府省では、「中央省庁業務継続ガイドライン第 1 版」（平成 19 年 6 月内閣府）や「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成 26 年 3 月 28 日閣議決定）等に基づき、業務継続計画を策定しており、その実効性を確保するためには、災害時に非常時優先業務が実施できるよう、食料、飲料水等の備蓄等を推進し、執務可能な環境をあらかじめ確保しておく必要がある。

また、東日本大震災の際には、首都圏において約 515 万人の帰宅困難者が発生した（内閣府推計）とされており、大規模な地震等による災害が発生した場合、大都市圏では、多数の帰宅困難者の発生が予想される。その場合、官庁施設においても、地域の一員としての共助の取組の観点から、非常時優先業務及び管理事務の実施に支障のない範囲内で、帰宅困難者を受け入れることが想定されることから、業務継続計画等に基づき、帰宅困難者に必要な食料、飲料水等の物資を備蓄しておく必要がある。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、災害時における国の業務継続性の確保や、帰宅困難者の発生による混乱等の防止を図る観点から、各府省における非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況、帰宅困難者の受入対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 災害時における国の業務継続の必要性等	2
2 非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄の推進	17
3 帰宅困難者の受入対策の推進	28
4 備蓄物資の保管の適正化等	52

目 次

1 災害時における国の業務継続の必要性等

表1-(1)-① 首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）〈抜粋〉	4
表1-(1)-② 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）〈抜粋〉	6
表1-(1)-③ 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成26年3月28日閣議決定） 〈抜粋〉	7
表1-(1)-④ 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月28日閣議決定） 〈抜粋〉	8
表1-(1)-⑤ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議決定） 〈抜粋〉	9
表1-(1)-⑥ 大規模地震防災・減災対策大綱（平成26年3月中央防災会議決定） 〈抜粋〉	11
表1-(1)-⑦ 防災基本計画（昭和38年6月中央防災会議決定。平成27年3月最終修正） 〈抜粋〉	13
表1-(1)-⑧ 地方支分部局等の業務継続計画策定について（平成21年10月9日中央省庁業務継続連絡調整会議申し合わせ）〈抜粋〉	14
表1-(2)-① 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成24年9月10日首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）〈抜粋〉	15

2 非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄の推進

表2-① 中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針（第2次）（平成24年5月29日首都直下地震対策局長級会議申合せ）〈抜粋〉	19
表2-② 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月28日閣議決定） 〈抜粋〉	19
表2-③ 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月31日閣議決定）〈抜粋〉	21
表2-④ 業務継続計画等において備蓄の目標量を具体的に定めている例、上部機関が下部機関分を含めて目標量を定めている例	22

表2-⑤ 備蓄の目標量が定められていない例	24
表2-⑥ 既に目標量を備蓄しており、賞味期限を勘案した調達計画を策定している例	26
表2-⑦ 目標量を満たす時期が未定となっている例	27

3 帰宅困難者の受入対策の推進

表3-① 中央防災会議における帰宅困難者数の想定	31
表3-② 地方公共団体において帰宅困難者数を想定している例	32
表3-(1)-① 業務継続計画等における来庁者の帰宅困難者の対応方針の規定状況	34
表3-(1)-② 調査対象機関が入居している庁舎の概要	34
表3-(1)-③ 業務継続計画等における庁舎外帰宅困難者の対応方針の規定状況	34
表3-(1)-④ 業務継続計画等において帰宅困難者の対応方針を規定している例	35
表3-(1)-⑤ 業務継続計画等において来庁者の帰宅困難者の対応方針が定められていない例	36
表3-(1)-⑥ 業務継続計画等において庁舎外帰宅困難者の対応方針が定められていない例	37
表3-(2)-ア-① 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月28日閣議決定） ＜抜粋＞	38
表3-(2)-ア-② 中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針（第2次） （平成24年5月29日首都直下地震対策局長級会議申合せ）＜抜粋＞	38
表3-(2)-ア-③ 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（平成27年2月20日首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議）＜抜粋＞	39
表3-(2)-ア-④ 帰宅困難者の受入場所等の設定状況	41
表3-(2)-ア-⑤ 業務継続計画等において帰宅困難者の受入場所等を定めている例	41
表3-(2)-ア-⑥ 帰宅困難者の対応マニュアルを策定している例	41
表3-(2)-ア-⑦ 業務継続計画等において帰宅困難者の受入場所等が明確に定められていない例	42
表3-(2)-イ-① 帰宅困難者の受入れに係る地方公共団体との協定を締結している例	43
表3-(2)-イ-② 帰宅困難者の受入場所開設時の地方公共団体への連絡内容等を定めている例	43

表3-(2)-イ-③ 帰宅困難者の受入れに係る地方公共団体との連携が行われて いない例	44
表3-(2)-イ-④ 国の庁舎における帰宅困難者の受入れに関する地方公共団体の主な 意見	45
表3-(2)-ウ-① 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成24年9月10日首 都直下地震帰宅困難者等対策協議会）＜抜粋＞	46
表3-(2)-ウ-② 帰宅困難者の受入れに必要な物資の備蓄状況	47
表3-(2)-ウ-③ 業務継続計画等において帰宅困難者分の物資の備蓄の目標量を定め ている例	47
表3-(2)-ウ-④ 帰宅困難者分の物資について調達計画を策定している例	48
表3-(2)-ウ-⑤ 帰宅困難者分の物資の備蓄の目標量が定められていない例	49
表3-(2)-ウ-⑥ 帰宅困難者分の物資の備蓄について目標量を満たす時期が未定と なっている例	51

4 備蓄物資の保管の適正化等

表4-① 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成24年9月10日首都直下地震 帰宅困難者等対策協議会）＜抜粋＞	54
表4-② 中央省庁業務継続ガイドライン第1版（平成19年6月内閣府）＜抜粋＞	55
表4-③ 備蓄物資を各階又は各課室に分散させて保管している例や、過去の災害を踏ま え保管場所を執務室の近くに変更した例	56
表4-④ 災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送する手段を確保している例	56
表4-⑤ 備蓄物資の賞味期限や数量を適切に管理するための措置を講じている例	57
表4-⑥ 津波等により浸水するおそれのある場所に備蓄物資を保管している例	58
表4-⑦ 高層庁舎において執務室等と備蓄物資の保管場所が離れている例	59
表4-⑧ 東日本大震災の際に、エレベーターが停止したため、備蓄物資を地下から高層 階まで階段で搬送した例	59
表4-⑨ 災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送することが想定されるが、その体制等 が明確に定められていない例	60
表4-⑩ 賞味期限等が過ぎている備蓄物資が保管されている例	62
表4-⑪ 備蓄物資の数量又は保管場所が実態と異なっている例	65